

令和8年3月16日

平塚市監査委員	能 勢 祐 二
同	城 田 孝 子
同	出 村 光
同	上 野 仁 志

## 監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

### 記

#### 1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和7年度の財務監査

土木部 下水道経営課 下水道整備課

#### 2 監査の実施期間

令和8年1月13日から2月20日まで

#### 3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

##### 監査項目

- （1）事務事業及び管理運営事項
- （2）収入事務
- （3）支出事務  
契約事務、補助金等の事務
- （4）財産の管理事務
- （5）庶務その他事務

#### 4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

## 土木部

### (1) 下水道経営課 下水道整備課 (企業会計分)

- ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 財産の管理事務については、次のとおりである。
  - ・有形固定資産の管理状況については、良好であると認められた。
  - ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
下水道施設受電盤用地	良好に管理されていた。
真田1号調整池	良好に管理されていた。
真田2号調整池	良好に管理されていた。
葭原1号調整池	良好に管理されていた。
平塚市土屋浄化センター	良好に管理されていた。

## 土木部

### (1) 下水道経営課 (一般会計分)

- ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 財産の管理事務については、次のとおりである。
  - ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
  - ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
空地 (廃水路敷・北金目三丁目9 1 1 - 2)	良好に管理されていた。
空地 (廃水路敷・下吉沢字境田9 8 - 6)	良好に管理されていた。

### (2) 下水道整備課 (一般会計分)

- ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

以 上